

子ども・若者の権利条例の概要

子ども・若者の権利を保障することによって、誰一人取り残されることなく、自分らしく健やかに成長することを目指す条例を制定

【条例制定の背景・目的】

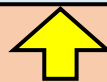
- ・全国的に子ども・若者が生きづらさを抱えていたり、その権利が守られていない状況が増加傾向にある
- ・背景として、「子ども・若者は一人の人間であり、権利の主体である」ことへの理解が広がっていないことが挙げられる
- ・基礎自治体である市が条例を制定することにより、子ども・若者の権利に対する理解の広がりにつなげ、子ども・若者の健やかな成長と幸せな生活の実現を目指す

～ 基本理念（第3条） ～

- 権利の主体として尊重され、最善の利益が優先される
- 命が守られ、安心して成長できる
- あらゆる差別を受けることなく、自分らしく生きることができる
- 自由に意見を表明でき、社会参画の機会が保障される

【子ども・若者の権利（第4条）】

- 子ども・若者の権利は現在及び将来にわたって保障される
- 子ども・若者は自らが権利の主体であることを自覚し、自分自身以外の権利も尊重する
 - ・プライバシー及び名誉が尊重される権利
 - ・愛情と理解をもって育まれる権利
 - ・安全・安心に過ごす権利
 - ・意見、気持ちを表明し、尊重される権利
 - ・社会活動に参加できる権利
 - ・相談し、必要な支援を受ける権利
 - ・学び、遊び、スポーツ等にふれ親しむ権利
 - ・学ぶ機会が保障される権利
 - ・成長のために何度でも挑戦できる権利



子ども・若者の権利を保障

保護者の役割
（第5条）

市の役割
（第6条）

育ち学ぶ施設
の役割
（第7条）

市民の役割
（第8条）

議会の役割
（第9条）

【権利を守るための取組（第10条）】

- ・市・育ち学ぶ施設・市民が子ども・若者の権利について理解を深めるため周知・啓発・教育を図る
- ・保護者・市・育ち学ぶ施設・市民は権利侵害行為の予防と早期発見に努める